

会 議 録

会議名	令和4年度第1回小金井市消費生活審議会（第12期）		
事務局	市民部経済課消費生活係		
開催日時	令和4年5月30日（月）午後4時～午後5時		
開催場所	萌え木ホールB会議室（商工会館3階）		
出席者	委員	富岡 秀夫・真上 浩泰・吉田 安之・田中 静枝・ 宮崎 珠美・森永 瑠美	
	その他	なし	
	事務局	西田 剛 市民部長 高橋 啓之 経済課長 齋藤 彬子 消費生活係長・木村 亜由美 消費生活係主事	
傍聴の可否	<input checked="" type="radio"/> 可・ <input type="radio"/> 不可・（一部不可）	傍聴者数	0 人
会議次第	別紙のとおり		
会議結果	別紙「審議経過」のとおり		
提出資料	別紙のとおり		
その他	なし		

審議経過（主な発言要旨等）

司会（経済課長） 令和4年度第1回小金井市消費生活審議会（第12期）を開会する。

はじめに会長よりあいさつをいただく。

《 挨拶 》

議事に先立ち、委員に変更があったので紹介をする。学識経験者として東京都多摩消費生活総合センター所長山口淳介委員が4月1日付人事異動に伴い、教育庁に配属となり、後任として真上浩泰様が着任した。委嘱状は机上に置かせていただいたので、確認をお願いします。真上様より一言挨拶をいただきたい。

《 挨拶 》

4月に人事異動があったため配属された職員を紹介させていただく。前任の消費生活係長の佐藤が4月1日付人事異動により福祉保健部介護福祉課高齢福祉係に配属になり、後任に公益財団法人東京都市町村自治調査会より齋藤が配属された。齋藤より一言挨拶をお願いします。

係長

《 挨拶 》

司会

それではお手元にある、資料の確認をする。

現在委員定数は8名で、本日6名の出席をいただいているので、小金井市消費生活条例施行規則第4条に基づき会議が成立していることを報告する。それでは会長に議事進行をお願いします。

会長

それでは、議題（1）ア 令和3年度消費者行政事業報告について、事務局から報告をお願いします。

事務局

《 事務局より説明 》

会長

何か質問、意見はあるか。

委員

資料1、6番の不用品交換について、全部で94件の申し込みに対し成立が1件ということだが、非常に少ない。不用品交換コーナーが執務室前に掲示されているが、市民として使用しづらく、分かりにくい。

事務局

成立が1件ということだが、譲ってほしいと希望のあった方からの要望に応える形で成立したのが1件である。一方で譲りたいと希望のあった73件の希望のうち21件成立し、94件中22件は成立しているという状況である。本事業は紙媒体で実施している事業であり、場所も限定され使いづらいというご意見があることはもつともであると認識している。また、ごみ対策課で、ジモティという不用品交換のオンライン上でできるシステムも稼働し

委員	<p>ている。市としては紙媒体によるものと電子媒体の2つで実施している。</p> <p>ジモティを検索すると、不用品交換に出ている物品も見ることができるのか。</p>
事務局	<p>不用品交換に出ている物品は、見ることはできない。</p>
課長	<p>補足するが、我々としてはジモティに不用品交換を統合する方向も考え方の一つであると思っている。この不用品交換はとても古い歴史がある事業であり、いきなり廃止ということもしにくい状況にある。今はリンクはしていないがジモティと並行し運用していく中で、次のステップとして出品されている内容について一定程度、ジモティとリンクさせていく方向があるのか、ないのか。ごみ対策課との協議になるので、庁内で継続して調整を図っていければよいと思っている。</p>
委員	<p>ジモティのみであると、高齢者が電子媒体を使用できない方もいるので、紙媒体で実施することも必要であると思う。他の自治体では、図書館や地域の施設の入り口の掲示板に期間を設け、一品ずつ写真付きで掲示してあるところもある。一目で見ることができる状態で分かりやすかった。今のやり方だと自分の欲しいものを掲示されている登録カードから1枚1枚探さなければならぬ、そして4階に行かないとわからない。見にくい状況になっているという印象である。</p>
委員	<p>かつて市で回収したものをシルバー人材センターで販売していたが、今はなくなった。</p>
課長	<p>リサイクル事業所の話か。</p>
委員	<p>そうである。他市では月に1回販売を行い、品物によっては抽選を行っていた。</p>
課長	<p>二枚橋の焼却場跡地に中間処理施設を建設しているところだが、常設ではないが、ごみ対策課のほうでイベント的なリサイクル関係の事業をその場所で行っていかうという考えもあるようである。位置は市の端になるので行きやすくないかもしれないが、公園が近く、環境も非常によいので、そういった機会には中間処理場の事業もご活用いただければと思う。現行の不用品交換については、どこまでできるかということはあるが、ご意見については参考にさせていただきたい。</p>
会長	<p>不用品交換の成立件数についてだが、昔は成立が多かったが最近は少なくなっているといった傾向はあるのか。</p>

課長	発足当初は成立件数も一定程度あったと思うが、ここ何年かの状況をみていると例年と同等くらいであると思う。もっと少ない時もあった。22件成立しているという数字から、わりと利用されているという印象は受ける。
会長	成立件数が昔と比べて何を原因として少なくなっているのか、多くなっているのか、分析をして議題等に加えてもよいと思う。
課長	今はフリマアプリなどいろいろな形態がでてきている中で、行政としての役割とは何なのか。先ほどの話で、ごみ対策課のほうでジモティを始めたが、アナログベースのものを消費生活係で所管しているということについての是非を考えるとところはあるかもしれない。ただ、リサイクル事業所が廃止になったことによってこの事業自体の注目度が上がったところがあり、そういった意味で即廃止にもしにくい。かといって、これまでの経過をふまえて挺入れしていくというところには現段階では至っていない。先ほどの委員の話の踏まえどこまでできるのか、使い勝手の問題だと思うが、工夫の余地はあるので考えてみたい。
会長	他の方はいかがが。
委員	今年4月から成年年齢引き下げになり、昨年度も消費者スクールを開催しているが、生徒はどういった反応だったのか。アンケートも実施したと思うが、若者たちは成年年齢についてどのように考えているのか教えていただきたい。
事務局	今年度の話になるが、都立小金井北高校で5月に消費者スクールを実施した。高校1年生向けに行ったところである。アンケートをとったが、まず消費生活相談があることを知らなかったといった意見や、気をつけようと思ったといった意見があった。高校1年生ということで、成年に近づいているため非常に熱心に聞いてくれていたという印象を受けた。
会長	3月下旬から4月初旬まで、成年年齢引き下げに関して110番という番組をNHKが放送していた。同時にマスコミも取り上げ、高校生からインタビューをしていたが、実態ほとんど知らない。昨年度の消費者スクールの中で、都立小金井北高校で実施した際に「気をつけよう悪質業者は若者を狙っています」というタイトルで実施しているが、それだけでなく成年年齢引き下げになるということを前面に出したほうがよいのではないかと。あなたたちも被害に遭うかもしれないということをもっと前面に出せば、自分のこととして捉えられるようになるのではないかと。昨年度は消費者スクールを

配信ということで、やむを得なかったのだろう。時代の流れで配信も大事だが、配信だと関心を持つ生徒も中にはいると思うが、ほとんど感受してくれないという印象が強い。実際に対面で、自分たちもこういった被害に遭うということをやらないとなかなか成果が見えないと考える。

課長

今年度、中学生と高校生対象に消費者スクールを実施する計画があるのか。内容のところで、タイトルの付け方はいろいろあると思うが、基本的にはこの年代の方に消費者スクールを実施していくというのは、成年年齢引き下げを意識しているので、テキスト等の内容にはその部分については全面的に出ている。そのうえで188や消費生活相談室というところがあるということを知ってもらいたいと考える。そして具体的な悪質商法と消費者トラブルについて若者に特に多い事例を挙げ、学校の先生とも協議しながらテキストをまとめている。昨年、公立中学校で実施した消費者スクールでは講師となる相談員が工夫してロールプレイング形式で実施した。これについては、アンケートの中で騙す側や騙される側の臨場感があったという感想もあった。今後とも工夫をしながらできることをやっていきたいと思っている。令和3年度は実施できなかったが、従前だと中央大附属中学校・高等学校も消費者スクールを受け入れていただいている。コロナの影響で思いどおりに進まないという部分もありつつ、徐々に正常軌道に戻していけるのではないかと考えている。リモート用に機材整備をしたので学校のニーズにお応えできる体制もとっており、令和4年度についてはもう少し規模を大きくしながら、実施できるのではないかと考えている。

委員

本日のネットニュースで若者の間で、SNSが非常に使われやすい、それを利用した相談媒体ができないかといった内容があった。ところが、全国の自治体で3つの自治体しか実施していないと書いてあった。ネックとなるところは年間500万円の管理費用であり、大きな自治体でしか実施できないのではないかと思う。

消費者庁若者ナビといってLINEで消費生活相談や情報発信しているが、そういったことを講座で紹介しているのか。

消費者庁のLINEで相談や、情報発信するなどしているようだが、講座などでそういったことを情報提供しているのか。

課長

他機関でやっていることを消費者スクールの中で、ご案内はまだしていない状況である。ただ、市単独でLINEによる相談というのは、費用面だけ

でなく相談体制の確保が大切になってくるため、現行の4名体制ではなかなか厳しい。その上で、LINE等による相談は相談者にとってハードルが下がると考えるので他機関でやっていることについても周知することは一つのやり方であると思う。

会長

費用面もそうだが、相談員がSNSに詳しくないと対応できない。転換期にあり、ベテランの相談員と時代の流れにあう相談員をいかに確保できるか大切なことである。

会長

よろしいか。他にご意見、質問等はあるか。それでは議題（1）イ 消費者政予算・決算について、事務局から説明をお願いします。

事務局

《 事務局より説明 》

会長

私の方から質問だが、令和3年度については883万円に対して789万決算見込みということで、約100万円が未活用である。補正でも予算額470円決算見込み370万円ということでこちらも100万円くらい未活用となっている。活用できない原因は何か。

課長

一つは契約差金である。入札を行うものに対しては若干差金が出てしまう。余ったからといって他のものに流用するということは、目的を違えて執行するということになるので市の予算の組み立て上、難しい。令和4年度予算についてはグッズの予算を確保したので、契約差金があったとしても多少は融通をきかせて少し多めに注文するといったことや、新たな種類を追加するといったことはできなくはないのかなと思っているので、今後予算の有効活用については注意していきたい。

一方、財源は税金なので、節度について一定程度意識せざるを得ない。あまりに大きな未執行が出てしまうことは問題であるが、ある程度の範囲内の未執行額はやむを得ないと考える。

会長

私が今籍を置いているところでも、せっかくだいたいた予算を有効活用したいということで、全国の自治体から2月、3月になると購入したいと話が来る。いたいたいた予算を有効活用したいということである。私も役所にいたころは、予算については返納しないことが前提であった。小金井市は返納することが美德なのか。

課長

交付金については有効活用する。今回の消費者行政強化交付金は精算払いということで、予算額を申請しておいて実際に事業を実施結果、実施した部分について交付金が交付されるので、お金をいただいておいてお返しする

という形でなく、かかった費用について交付金をいただくという後払いの形に変わっている。それから契約差金の話になるが、講師謝礼が予算化されているが、コロナの関係で講座が実施できず、講師謝礼が余ったからと言って例えば消耗品グッズを購入するといったことに振り向けるということがしにくい。コロナの影響で事業活動ができなかった分、予算規模としては小さくなる。交付金の申請も、当初予定していたものより小さくならざるを得なかったということが状況にある。繰り返しになるが、今年度はこのようなことがないように事業については正常化していく。例えばリモートでも対応できるよう体制を組んだ。それとグッズ関係を重点的に予算化したので、これについては工夫の余地があると思うのでなるべく多くの交付金を活用していきたい。

会長 是非有効活用していただきたい。学校に行って、教材や資料をお渡しするなど何か考え、3月いっぱいまでに予算を活用し4月以降にそれをうまく活用し予算を有効活用していただきたい。他の委員で、予算決算について質問ご意見はあるか。交付金のところで、消費生活相談員整備体制の相談員報酬は170万ほどであるが、令和2年度が終了年度ということであるが、令和3年度は市の予算でカバーするのか。

課長 そのとおりである。当初は交付金が切れた段階で相談員体制の規模を縮小するといったことを聞いていたが、そこは今般の相談体制の重要性を強調したため、担当課にも一定程度理解をしてもらえた。

会長 他にご意見、質問等はあるか。議題2(2)その他事務局から何かあるか。

事務局 特になし。

会長 その他、何か質問、意見はあるか。なければ本日の議題は全て終了したので、これをもって閉会する。

会議資料は、次の場所でご覧いただけます。

小金井市立図書館

小金井市役所本庁舎4階議会図書室

小金井市役所第二庁舎4階経済課消費生活情報コーナー

小金井市役所第二庁舎6階情報公開コーナー